**第5次船橋市障害者施策に関する計画について**

**資料6**

**１　計画の位置づけ**

○障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画であり、障害のある人のための施策に関する最も基本的な計画。

○障害者基本法や国の障害者基本計画を踏まえ、本市の基本計画である「船橋市総合計画」、上位計画となる「船橋市地域福祉計画」や関連計画である「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との整合性を図る。

**２　計画の期間**

○令和9年度から令和14年度までの６か年計画。

○「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図る。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | ８年度 | ９年度 | １０年度 | １１年度 | １２年度 | １３年度 | １４年度 |
|  | **第4次船橋市障害者施策****に関する計画（５か年計画）****（令和４年度～８年度）** |  |  |  |  | **第5次船橋市障害者施策****に関する計画（６か年計画）****（令和９年度～14年度）** |  |  |  |  |
| 第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画（R3～5年度） |  | 第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画（R6～8年度） |  |  | 第8期船橋市障害福祉計画及び第4期船橋市障害児福祉計画（R9～11年度） |  |  | 第9期船橋市障害福祉計画及び第5期船橋市障害児福祉計画（R12～14年度） |  |  |

* 第4次船橋市障害者施策に関する計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により、策定時期を１年間延期したため、計画期間が５年となっている。

**3　計画の構成について**

○国の第5次障害者基本計画（令和5年3月）及び第4次船橋市障害者施策に関する計画をもとに構成する。

**4　策定方法、各組織の構成・関係性等について**

○計画策定に際しては、外部組織として「計画策定委員会[[1]](#footnote-1)」、内部組織として「庁内検討委員会[[2]](#footnote-2)・検討部会」を設置する。

○「庁内検討委員会2・検討部会」で検討した計画案を「策定委員会1」に提示し、「策定委員会1」において協議を行い、計画を策定する。

〇令和8年10月にパブリック・コメントを実施し、令和9年1月に計画策定が終了予定。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **計画策定委員会**1外部組織 | 構成 | ・船橋市自立支援協議会委員（23名）・学識経験者（2名）・公募委員（２名） |
| 開催回数 | 8回（令和7年度3回、8年度5回） |
| その他 | ・第4次計画策定時は会長を学識経験者、副会長を自立支援協議会会長が務めた。・公募委員については、小論文審査により決定予定。 |

計画案を提示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **庁内検討委員会**2内部組織 | 構成 | 関係各課長 |
| 開催回数 | 2回 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **検討部会【計8部会設置】****内訳　・総論を検討する部会（1部会）****・各章ごとの部会（7部会）** | 構成 | 関係各課長、担当者 |
| 開催回数 | 各検討部会1回 |

1. 計画策定委員会：第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会 [↑](#footnote-ref-1)
2. 庁内検討委員会：第5次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会 [↑](#footnote-ref-2)